

第7章 実現にむけて

1. 協働のまちづくり

(1) 情報の公開

都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などにあたっては、市の広報紙やホームページなどを通じて情報公開するほか、情報通信技術の利用促進により市民への公表と周知を図ります。

(2) 市民の参画の推進

施策や事業の実施においては、計画の策定段階からワークショップや地区懇談会、パブリックコメントの実施、公募委員の登用など、誰もが参加できる環境づくりを推進します。

(3) まちづくり関連手法の活用

まちづくりの担い手である市民の取り組みを反映する方法として「都市計画提案制度」の利用も考えられるほか、良好なまちづくりを進めるために、地区計画や建築協定・緑地協定など、都市計画に関わる制度を活用します。

(4) 市民のまちづくり活動に対する支援方策の検討

地域のまちづくりを推進していくためには、担い手である人材の育成、まちづくりに対する情報提供、自主的なまちづくり活動への支援など、様々な支援方策を検討します。

(5) 民間活力の有効活用

公共施設などの建設や維持管理などについて、民間の資金とノウハウを活用し、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）や PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の手法の導入や、指定管理者制度による民間活力の導入により、質の高い公共サービスの提供を推進します。

2. 柔軟かつ効率的な都市計画行政の推進

(1) 国や県、近隣市町などと連携したまちづくり

本市だけでは実現できない広域的なプロジェクトや道路・交通ネットワークの形成や河川整備などについては、国や県、近隣市町をはじめとする関係機関との連携・協力により早期の具体化や事業の実施、推進を図ります。

(2) 庁内推進体制の確立

庁内における横断的な組織の連携や総合的な視点でまちづくりを進める体制を構築し、共通認識のもとに柔軟かつ効率的な事業、施策を推進します。

(3) 計画の見直し

本計画は長期的な計画となっていますが、石川県の都市計画区域マスタープランの見直し（区域区分の見直し）などの上位計画の改訂や社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを検討していきます。なお、見直し時期は本計画期間の中間年次に当たる令和14年度（2032年度）を予定しており、本計画と密接に関係する立地適正化計画についてはおおむね5年毎に見直しを予定しています。

将来都市整備方針の大幅な変更や、本計画策定段階では想定できなかったような状況が発生することも想定されます。そのため、策定後の状況変化を受けて部分的改訂の検討を必要に応じて行います。

